

「第2弾 西脇エールプレミアム商品券」に関するQ&A【11月25日現在】

【商品券の購入について】

Q1 誰でも購入できるのか？

- ・西脇市の在住者を対象にしており、完全予約販売制です。「購入引換ハガキ」をお持ちの方だけが購入することができます。
- ・購入申し込みは、1世帯につき1通となります。同一世帯での複数の申し込み、西脇市外に在住の方からの申し込みはできません。
- ・購入については、申込者本人に限らず、「購入引換ハガキ」を持参していただいた家族や知人など代理の方でも構いません。

Q2 希望したセット数を購入できるのか？

- ・販売総数は3万セットで、1世帯当たりの購入上限を5セットで申し込みの受付を行います。
- ・多くの方から購入希望があり、販売総数を超える購入希望数(33,909セット)となりました。そのため、事前にお知らせしてまいりましたとおり、すべての申込者の方にお買い求めいただけるよう購入セット数の調整をさせていただきましたので、御了承ください。
- ・購入数については、上限の5セットをお申し込みの方のうち、約4割の方(2,400人)は5セット、約6割の方(3,790人)は4セットに調整しております。配分については、エクセルのランダム関数を用いて抽選を行いました。できるだけ多くの方にご購入いただけるように、これまでの実績から販売総数や上限申込数を決定してまいりましたが、上回る結果となりました。どうぞ御理解ください。

Q3 広報にしわきが配布されていない場合はどうすればよいのか？

- ・お手数ですが、住所・氏名がわかる本人確認証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）を持参して、西脇商工会議所（平日：9時～17時）または西脇市役所（平日 2階商工観光課：8時30分～17時15分 土曜・休日 1階受付：9時～17時45分）までお越しください。確認の上、申込用紙をお渡しします。
- ・複数世帯で、広報にしわきが1部のみ配布されている世帯についても、同様の対応とします。

Q4 不備のあった申し込みハガキの取扱いはどうなるのか？

- ・申込ハガキを確認し、同一の世帯主名による申し込みは、1部のみを有効としています。
- ・記入内容等に不備のあった場合には、事務局の商工会議所から内容を確認するため連絡をしておりますが、連絡が取れない方には購入引換ハガキを返送していません。返送がない場合は、お手数ですが、西脇商工会議所（Tel 0795-22-3901）までお問い合わせください。

Q5 購入引換ハガキに記載の購入数は増減できるのか？

- ・記載のセット数以上の購入は一切できません。ただし、やむを得ない事情により購入数を減ら

す場合は、西脇商工会議所にお申し出ください。（後日に追加購入はできません。）

Q 6 指定の郵便局以外で購入できるのか？

- ・ ハガキに記載されている指定郵便局以外での購入は一切できません。
- ・ 指定の郵便局には、予備の商品券がありませんので、必ず指定の郵便局でご購入ください。

Q 7 購入期間はいつまで？

- ・ 令和4年12月1日（木曜日）から12月28日（水曜日）までです。購入期間を過ぎると一切購入できませんのでご注意ください。

西脇郵便局：平日 午前9時から午後7時まで

西脇郵便局以外の郵便局：平日 午前9時から午後5時まで

※土曜日・日曜日・休日は購入できません。

Q 8 購入期間内に分割して購入することはできるのか？

- ・ ハガキ記載のセット数を一度に購入してください。複数回に分けての購入はできません。

Q 9 商品券の購入の際に領収書は発行してもらえるのか？

- ・ 郵便局での領収書の発行はできません。ただし、商品券の利用時に取扱店で領収書を発行してもらうことは可能です。
- ・ 今回の商品券は、再販売や譲渡を禁止しており、購入者本人と家族に使用していただくものであり、商品券利用時との二重での領収書発行（経費の二重計上等）を防止するためにも購入時の領収書の発行は行いません。

【商品券の使用について】

Q10 いつまで使えるのか？（使用期間）

- ・ 令和4年12月1日（木曜日）から令和5年2月28日（火曜日）までの3か月間です。なお、使用期間を過ぎると商品券は一切使用できなくなるので、ご注意ください。

Q11 市内のどこの店舗・事業所で使用できるのか？

- ・ 市内の約350店舗・事業所で使用することができます。取扱店には「第2弾 西脇エールプレミアム商品券取扱店」のポスターが掲示されています。
- ・ 指定郵便局での商品券購入の際に、取扱店を記載したリストをお渡しします。
- ・ 最新の取扱店の情報は、西脇商工会議所ホームページと西脇市ホームページに掲載しています。

Q12 商品券で購入できないものはあるのか？

- ・たばこ（法律により小売定価以外による販売が禁止されているため、プレミアム付き商品券での購入は対象外となります。）
- ・金券類等（図書券・ビール券・商品券・切手・印紙・プリペイドカードの購入、電子マネーのチャージなど）の換金性の高いもの
- ・宝くじ・スポーツ振興投票券
- ・事業活動に伴う取引の支払い（原材料や仕入商品の購入費等）
- ・取扱店において個別に購入の対象として設定していないもの（詳しくは各取扱店で確認）

Q13 釣銭はでないのか？

- ・市内での消費喚起を通じた地域経済の活性化と市民の買い物支援を目的としているため、額面に満たない利用の際には**釣銭は出ません。**
- ・少額の消費を繰り返すことにより、商品券購入額以上の金銭が消費者に戻る可能性があるため、事業の趣旨に反する使用を防止しています。

Q14 他の商品券や割引券との重複利用できるのか？

- ・**各取扱店の判断で条件を設定**していただきます。詳しくは各取扱店にお問い合わせください。

Q15 商品券の使用額に上限はあるのか？

- ・上限はありません。商品券を一度にまとめて使用することも、複数回に分けて使用することもできます。

Q16 現金との併用はできるのか？

- ・商品券の額面を上回る分については、現金で支払うことができます。
- ・現金以外の支払い手段（クレジットカード、割引券等）との併用については、各取扱店にお問い合わせください。

Q17 未使用の商品券は払い戻しできるのか？

- ・一度購入された商品券は、セット全部（1,000円券×13枚）が未使用、セットの一部が未使用のいずれの場合でも**払い戻しできません。**
- ・使用期間が経過した場合についても払い戻しできません。